

独立行政法人国立公文書館職員給与規程

(平成13年4月1日規程第2号)

最終改正 令和8年3月30日規程第7号

(総則)

第1条 独立行政法人国立公文書館（以下「館」という。）の職員（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第60条の2第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）を含む。）に対する給与の支給については、この規程の定めるところによる。

2 独立行政法人国立公文書館就業規則（平成13年4月1日規程第1号。以下、「就業規則」という。）第2条第2項に規定する非常勤職員の給与については、別に定める。

(給与の種類)

第2条 職員の受ける給与の種類は、次に掲げるとおりとする。

- 一 俸給
- 二 手当
 - ① 職責手当
 - ② 業務調整手当
 - ③ 扶養手当
 - ④ 地域手当
 - ⑤ 住居手当
 - ⑥ 通勤手当
 - ⑦ 在宅勤務等手当
 - ⑧ 単身赴任手当
 - ⑨ 超過勤務手当
 - ⑩ 管理職員特別勤務手当
 - ⑪ 期末手当
 - ⑫ 勤勉手当

(俸給表の種類)

第3条 俸給表の種類は、次に掲げるとおりとし、各俸給表の適用範囲は、それぞれ各号に定めるところによる。

- 一 事務職俸給表（別表第1） 次号から第4号までの俸給表の適用を受けない職員
- 二 技能職俸給表（別表第2） 守衛、修復等の業務に従事する職員
- 三 研究職俸給表（別表第3） 学術的調査研究業務に従事する職員

四 特別俸給表（別表第4） 次長の職にある職員（館長が指定した者に限る。）

（職務の区分）

第4条 給与の支給基準となる職務の区分は、次に掲げるとおりとする。

一 事務職俸給表

① 次長	10級
② アジア歴史資料センター次長	10級－9級
③ 課長、統括公文書専門官及び首席研究官	9級－8級
④ 企画官、デジタル推進室長、首席公文書専門官及び つくば分館長	8級－7級
⑤ 課長補佐、分館長補佐、専門官、アジア歴史資料 センター次長補佐、主任調整専門官、主任資料情 報専門官及び資料情報専門官	7級－5級
⑥ 上席公文書専門官及び公文書専門官	7級－3級
⑦ 専門職	4級－3級
⑧ 係長	4級－3級
⑨ 主任	3級－2級
⑩ 一般職員	2級－1級

二 技能職俸給表

① 守衛長及び修復長	5級－3級
② 守衛員及び修復員	3級－1級

三 研究職俸給表

① 首席公文書研究官	6級－4級
② 主任公文書研究官	3級
③ 公文書研究官	2級－1級

四 特別俸給表

次長（前条第4号の館長が指定した次長）	館長が定める号俸
---------------------	----------

（給与の支払）

第5条 職員の給与は、その全額を通貨で、直接職員に支払うものとする。ただし、法令に基づき職員の給与から控除すべき金額がある場合には、その職員に支払うべき給与の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

2 職員の給与は、給与の全部をその者の預金又は貯金への振込の方法によって支払うことができる。

（職員別給与台帳）

第6条 館長は、労働基準法（昭和22年法律第49号）第108条に規定する事項を記載した給与台帳を職員別に作成し、これに基づいて給与を支払わなければならない。

（俸給の決定）

第7条 職員の俸給の額（特別俸給表の適用を受ける職員を除く。）は、その職務の区分、複雑、困難及び責任の度合を考慮して、別表第1から第3までの俸給月額により定める。

2 定年前再任用短時間勤務職員の俸給月額は、その者に適用される俸給表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる俸給月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。

3 定年前再任用短時間勤務職員の俸給月額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による俸給月額に、就業規則第36条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

（初任給）

第8条 新たに俸給表の適用を受ける職員となった者の号俸は、その者の学歴、免許、職務経歴等及び他の職員との均衡を考慮して、別に定めるところにより決定する。

（俸給表の適用を異にする異動）

第9条 職員を俸給表の適用を異にして他の職務に異動させる場合におけるその者の職務の級は、その異動後の職務に応じ決定する。

（昇格）

第10条 勤務成績が良好な職員で別に定める昇格基準に達した者は、その者の資格に応じて1級上位の級に昇格させることができる。

2 職員を昇格させた場合におけるその者の号俸は、別に定めるところにより決定する。

（昇給）

第11条 職員（特別俸給表の適用を受ける職員を除く。）の昇給は、別に定める日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて行うものとする。

2 前項の規定により職員（次項に掲げる職員を除く。）を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号俸数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号俸数を4号俸とすることを標準として別に定める基準に従い決定するものとする。

3 次の各号に掲げる職員の第1項の規定による昇給は、当該各号に掲げる職員の区分に応じ同項前段に規定する期間における当該職員の勤務成績が当該各号に定める場合に該

当し、かつ、同項後段の規定の適用を受けない場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号俸数は、勤務成績に応じて別に定める基準に従い決定するものとする。

一 55歳（技能職俸給表の適用を受ける職員にあっては、57歳）を超える職員

特に良好又は極めて良好である場合

二 事務職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上である職員並びに研

究職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が5級以上である職員 特に良好又は極めて良好である場合

4 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号俸を超えて行うことができない。

5 前項までに規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、別に定める。

（給与の支給日）

第12条 俸給、職責手当、業務調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、在宅勤務等手当及び単身赴任手当は、その月の月額的全額を毎月16日に、超過勤務手当及び管理職員特別勤務手当は、その月の分を翌月16日に支給するものとする。ただし、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる日を支給日とする。

一 16日が就業規則第41条に規定する休日（土曜日を除く。）に当たるとき 17日（17日が休日に当たるときは、18日）

二 16日が土曜日に当たるとき 15日（15日が休日に当たるときは、18日）

2 通勤手当は、支給単位期間（通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として別に定める期間（自動車等及び駐車場等に係る通勤手当にあっては、1箇月）をいう。第18条において同じ。）に係る最初の月（当該月に通勤手当を支給することが困難な場合として別に定める場合にあっては、その翌月）の別に定める日に支給する。

3 期末手当は、6月30日及び12月10日に支給するものとする。ただし、これらの日が日曜日に当たるときは、これらの日の前々日とし、これらの日が土曜日に当たるときは、これらの日の前日とする。

4 勤勉手当は、6月30日及び12月10日に支給するものとする。ただし、これらの日が日曜日に当たるときは、これらの日の前々日とし、これらの日が土曜日に当たるときは、これらの日の前日とする。

5 職員が、職員又はその収入によって生計を維持する者の出産、疾病、災害及び婚礼、葬儀その他これらに準ずる非常の場合の費用に充てるために給与を請求した場合には、給与の支給日前であっても、請求の日までの給与（期末手当及び勤勉手当を除く。）を支給することができる。

第13条 新たに職員となった者には、その日から俸給を支給し、昇給等により俸給額に

異動を生じた者には、その日から新たに定められた俸給を支給する。ただし、離職した国家公務員が即日職員になったときは、その日の翌日から俸給を支給する。

- 2 職員が離職したときは、その日まで俸給を支給する。
- 3 職員が死亡したときは、その月まで俸給を支給する。
- 4 第1項又は第2項の規定により俸給を支給する場合であって、月の初日から支給するとき以外のとき、又はその期間の末日まで支給するとき以外のときは、その俸給額は、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(職責手当)

第14条 職責手当は、次表に掲げる職にある職員（以下「管理職員」という。）に対して、当該職員に適用される俸給表の別及び当該職員の属する職務の級に応じ、同表の職責手当額欄に定める額を支給する。ただし、職員が、就業規則に規定する年次休暇又は業務上の傷病に基づく休職若しくは欠勤以外の理由により、月の一日から末日までの期間全日数にわたって勤務しなかった場合は、その月の職責手当は支給しない。

区分	職名	俸給表	職務の級	職責手当額
1	次長、アジア歴史資料センター次長、課長、統括公文書専門官、首席研究官	事務職俸給表	10級	139,300円 (133,600円)
			9級	130,300円 (112,900円)
			8級	117,500円 (99,800円)
	首席公文書研究官	研究職俸給表	6級	139,700円 (134,000円)
2	企画官、デジタル推進室長、首席公文書専門官、つくば分館長	事務職俸給表	8級	94,000円 (79,800円)
			7級	88,500円 (72,900円)

	首席公文書研究官	研究職俸給表	5 級	103,400 円 (78,700 円)
3	首席公文書研究官	研究職俸給表	4 級	78,400 円 (58,300 円)
4	主任公文書研究官	研究職俸給表	3 級	60,900 円 (43,300 円)

※ この表における職責手当額欄の（ ）内の額は、定年前再任用短時間勤務職員に適用する。

2 管理職員に対しては、超過勤務手当は支給しない。

（業務調整手当）

第14条の2 業務調整手当は、内閣府と一体となって国の機関と調整等を行う館の業務の特殊性、困難性にかんがみ、館の業務に従事する事務職俸給表、研究職俸給表又は特別俸給表の適用を受ける職員に支給する。

2 業務調整手当の月額、職員の区分に応じ適用される俸給表の別及び当該職員の属する職務の級に応じ、次表の業務調整手当額欄に定める額とする。

俸給表及び職務の級		定年前再任用短時間勤務職員以外の職員の月額	定年前再任用短時間勤務職員の月額
事務職俸給表	1 級	9,200 円	9,200 円
	2 級	10,800 円	10,600 円
	3 級	19,500 円	17,500 円
	4 級	24,100 円	18,800 円
	5 級	47,400 円	37,800 円
	6 級	49,200 円	40,300 円
	7 級以上	51,800 円	44,500 円
研究職俸給表	1 級	9,200 円	9,200 円
	2 級	10,800 円	10,600 円
	3 級	24,100 円	18,800 円
	4 級	49,200 円	40,300 円
	5 級以上	51,800 円	44,500 円
特別俸給表		51,800 円	

3 前条第1項ただし書の規定は、業務調整手当について準用する。

(扶養手当)

第15条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、次項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族（第3項において「扶養親族たる父母等」という。）に係る扶養手当は、事務職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が9級以上である職員に対しては、支給しない。

2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。

- 一 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
- 二 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
- 三 満60歳以上の父母及び祖父母
- 四 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
- 五 重度心身障害者

3 扶養手当の月額、前項第1号に該当扶養親族（次項において「扶養親族たる子」という。）については1人につき13,000円、扶養親族たる父母等については1人につき6,500円（事務職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が8級である職員にあつては3,500円）とする。

4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に当該期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

(地域手当)

第16条 地域手当は、在勤する地域区分に応じて、在勤する職員に支給する。

2 地域手当の月額は、俸給、職責手当及び扶養手当の月額合計額に、次に掲げる区分に応じて、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。

- 一 東京都特別区 100分の20
- 二 茨城県つくば市 100分の16

3 前項第1号の支給割合を受けている職員が、引き続き人事異動により茨城県つくば市に所在する事務所に在勤することとなった場合（当該職員が当該異動の日の前日において、前項第1号に掲げる地域に引き続き6箇月を超えて在勤していた場合その他当該場合との均衡上必要があると認められる場合として館長が別に定める場合に限る。）は、当該異動の日から3年を経過するまでの間、俸給、職責手当及び扶養手当の月額合計額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の地域手当を支給する。

- 一 当該異動の日から同日以後1年を経過する日までの期間 当該異動の日の前日までに受けていた支給割合（当該異動の日から6箇月をさかのぼった日の前日から当該異動の日の前日までの間に支給割合が変更された場合にあっては、そのうち最も低い割合。次号及び第3号において「異動前の支給割合」という。）
 - 二 当該異動の日から同日以後2年を経過する日までの期間（前号に掲げる期間を除く。） 異動前の支給割合に100分の80を乗じて得た割合
 - 三 当該異動の日から同日以後3年を経過する日までの期間（前2号に掲げる期間を除く。） 異動前の支給割合に100分の60を乗じて得た割合
- 4 一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号。以下「給与法」という。）の適用を受ける国家公務員（以下「給与法適用職員」という。）その他館長が別に定める者であった者から、引き続き人事交流により職員となり、茨城県つくば市に所在する事務所に在勤することとなった場合（当該職員が当該人事交流の日の前日に在勤していた官署又は機関に引き続き6箇月を超えて在勤していた場合その他当該場合との均衡上必要があると認められる場合として館長が別に定める場合に限る。）において、当該職員が当該人事交流の日の前日に在勤していた地域若しくは官署に係る地域手当の支給割合（給与法第11条の3第2項各号に掲げる割合その他館長が別に定める者が受けていた地域手当に相当する手当の支給割合（当該人事交流の日から6箇月をさかのぼった日の前日から当該人事交流の日の前日までの間に在勤していた地域若しくは官署に係る支給割合が変更された場合にあっては、そのうち最も低い割合）をいう。以下この項において「人事交流前の支給割合」という。）が第2項第2号に規定する支給割合を超えているときは、当該職員には、当該人事交流の日から3年を経過するまでの間、俸給、職責手当及び扶養手当の月額合計額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の地域手当を支給する。
- 一 当該人事交流の日から同日以後1年を経過する日までの期間 人事交流前の支給割合（人事交流前の支給割合が当該交流の後に改定された場合にあっては、当該人事交流の日の前日の人事交流前の支給割合。次号及び第3号において同じ。）
 - 二 当該人事交流の日から同日以後2年を経過する日までの期間（前号に掲げる期間を除く。） 人事交流前の支給割合に100分の80を乗じて得た割合
 - 三 当該人事交流の日から同日以後3年を経過する日までの期間（前2号に掲げる期間を除く。） 人事交流前の支給割合に100分の60を乗じて得た割合

（住居手当）

第17条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

- 一 自ら居住するための住宅（貸間を含む。第3号において同じ。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員
- 二 第20条の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者（届出をしないが

事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。同条において同じ。)が居住するための住宅(第3項第1号に規定する職員宿舍及び同項第2号に規定する住宅を除く。)を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるもの

- 2 住居手当の月額、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額(当該各号のいずれにも該当する職員にあっては、当該各号に定める額の合計額)とする。
 - 一 前項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)に相当する額
イ 月額27,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から16,000円を控除した額
ロ 月額27,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から27,000円を控除した額の2分の1(その控除した額の2分の1が17,000円を超えるときは、17,000円)を11,000円に加算した額
 - 二 前項第2号に掲げる職員 第1号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)
- 3 次の各号の一に掲げる職員は、第1項第1号に規定する職員には該当しないものとする。
 - 一 国等から貸与された職員宿舍に居住している職員
 - 二 職員の扶養親族たる者(職員の配偶者で他に生計の途がなく主として当該職員の扶養を受けているもの及び第15条第2項に規定する扶養親族をいう。以下この号において同じ。)が所有する住宅及び職員の配偶者、父母又は配偶者の父母で、職員の扶養親族たる者以外のものが所有し、又は借り受け、居住している住宅並びに別に定めるこれらに準ずる住宅の全部又は一部を借り受けて当該住宅に居住している職員
- 4 前3項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(通勤手当)

第18条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

- 一 通勤のため交通機関又は有料の道路(以下「交通機関等」という。)を利用してその運賃又は料金(以下「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。)
- 二 通勤のため自動車、原動機付自転車その他の原動機付の交通用具又は自転車(ただし、原動機付のものを除く。以下「自動車等」という。)を使用することを常例とする職員(自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キ

ロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)

三 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。)

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。

二 前項第2号に掲げる職員 支給単位期間につき、66,400円を超えない範囲内で自動車等の使用距離の区分に応じて別に定める額（第19条第1項の規定により在宅勤務等手当を支給される職員及び定年前再任用短時間勤務職員（支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して館長が定める職員に限る。）にあつては、その額から、その額に館長が定める割合を乗じて得た額を減じた額）

三 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して別に定める区分に応じ、前2号に定める額、第1号に定める額又は前号に定める額

3 人事異動又は人事交流等による異動に伴い、所在する地域を異にする事務所に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で別に定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動等の直前の住居（当該住居に相当するものとして別に定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下「新幹線鉄道等」という。）を利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき、別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額。（以下「特別料金等相当額」という。）

二 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

4 前項の規定は、新たに俸給表の適用を受ける職員となった者のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居（当該住居に相当するものとして別に定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（任用の事情等を考慮して別に定める職

員に限る。) その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。

- 5 第1項第2号又は第3号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設(その所在地及び利用形態が別に定める要件を満たすものに限る。第1号及び第12条第2項において「駐車場等」という。)を利用し、その料金を負担することを常例とするもの(別に定める職員を除く。)の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、5,000円を超えない範囲内で1箇月当たりの駐車場等の料金に相当する額として別に定める額

二 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前3項の規定による額

- 6 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額)、第2項第2号に定める額、特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額)及び前項第1号に定める額の合計額が150,000円を超える職員の通勤手当の額は、第2項から前項までの規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、150,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

- 7 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の別に定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して別に定める額を返納させるものとする。

- 8 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、別に定める。

(在宅勤務等手当)

第19条 住居その他これに準ずるものとして別に定める場所において、正規の勤務時間(休暇により勤務しない時間その他別に定める時間を除く。)の全部を勤務することを、別に定める期間以上の期間について1箇月当たり平均10日を超えて命ぜられた職員には、在宅勤務等手当を支給する。

- 2 在宅勤務等手当の月額は、3,000円とする。

- 3 前2項に規定するもののほか、在宅勤務等手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(単身赴任手当)

第20条 人事異動又は館の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は館の移転の直前の住居から当該異動又は館の移転の直後に館に通勤することが通勤

距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から館に通勤することが、通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

- 2 単身赴任手当の月額は、30,000円（別に定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下単に「交通距離」という。）が別に定める距離以上である職員にあっては、その額に、70,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて別に定める額を加算した額）とする。
- 3 新たに俸給表の適用を受ける職員となったことに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に館に通勤することが通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。
- 4 前3項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

（給与の減額）

第21条 職員が勤務しないときは、その勤務しないことにつき特に承認があった場合を除き、その勤務しない1時間につき、第24条に規定する勤務1時間当たりの給与の額を減額して支給するものとする。

（超過勤務手当）

第22条 就業規則第37条第2項に規定する勤務時間外の勤務又は休日に勤務を命ぜられた職員については、勤務時間を超えて勤務した全時間に対し、第24条に規定する勤務1時間当たりの給与額に次の各号に掲げる勤務区分に応じて、当該各号に定める割合（その勤務が22時から翌日の5時までの間である場合には、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

- 一 休日以外の日における勤務時間を超える勤務 100分の125
- 二 休日における勤務 100分の135（休日において勤務を命ぜられた職員が、休日の振替を行った場合を除く。）

- 2 定年前再任用短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの勤務に対する前項の規定の適用については、同項第1号中「100分の125」とあるのは、「100分の100」とする。
- 3 就業規則第37条第2項に規定する勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、勤務時間を超えて勤務（第1項第2号の勤務を除く。）した時間が一箇月について60時間

を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第24条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その勤務が22時から翌日の5時までの間である場合には、100分の175）を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

4 就業規則第44条第1項に規定する超勤代休時間を指定された場合において、当該超勤代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち、当該超勤代休時間の指定に代えられた超過勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第24条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その勤務が22時から翌日の5時までの間である場合には、100分の175）から第1項第1号に規定する割合（その勤務が22時から翌日の5時までの間である場合には、その割合に100分の25を加算した割合）を減じた割合を乗じて得た額の超過勤務手当を支給することを要しない。

5 前4項に規定するもののほか、超過勤務手当の支給に関し必要な事項は別に定める。

（端数計算）

第23条 第21条に規定する勤務1時間当たりの給与の額及び前条の規定により勤務1時間につき支給する超過勤務手当の額を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数が生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

（勤務1時間当たりの給与の額）

第24条 第21条及び第22条に規定する勤務1時間当たりの給与の額は、俸給月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を1年間における1月平均所定勤務時間数で除して得た額とする。

（管理職員特別勤務手当）

第25条 第14条の規定に基づき職責手当の支給を受ける職員で、同条第2項の規定の適用を受けるもの（以下「管理職員」という。）及び特別俸給表の適用を受ける職員が、臨時又は緊急の必要その他の業務の運営の必要により、休日に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、管理職員又は特別俸給表の適用を受ける職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後10時から翌日午前5時までの間（休日に含まれる時間を除く。）であって正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合は、当該職員に管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、前2項の規定による勤務に従事する時間を考慮して別に定める勤務に

あつては、その額に100分の150を乗じて得た額とする。

一 第1項に規定する場合 次に掲げる職員の区分に応じ、同項の勤務1回につき、それぞれ次に定める額

イ 管理職員 12,000円を超えない範囲内において別に定める額

ロ 特別俸給表の適用を受ける職員 イの別に定める額のうち最高のものに100分の150を乗じて得た額

二 前項に規定する場合 次に掲げる職員の区分に応じ、同項の勤務1回につき、それぞれ次に定める額

イ 管理職員 6,000円を超えない範囲内において別に定める額

ロ 特別俸給表の適用を受ける職員 イの別に定める額のうち最高のものに100分の150を乗じて得た額

4 前3項に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(期末手当)

第26条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この項から第3項まで、第27条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の第12条第3項に規定する日（以下次条及び第28条においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員（別に定める職員を除く。）についても同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の126.25を乗じて得た額（第14条第1項の表の区分1及び区分2に掲げる職にある職員にあつては、100分の106.25を乗じて得た額、特別俸給表の適用を受ける職員にあつては、100分の67.5を乗じて得た額）に基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

一 6箇月 100分の100

二 5箇月以上6箇月未満 100分の80

三 3箇月以上5箇月未満 100分の60

四 3箇月未満 100分の30

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の適用については、同項中「100分の126.25」とあるのは「100分の71.25」と、「100分の106.25」とあるのは「100分の61.25」とする。

4 前項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。）において職員が受けるべき俸給及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額

（特別俸給表の適用を受ける職員にあっては、俸給月額並びにこれに対する地域手当の月額の合計額）とする。

- 5 職員でその職務の級が次の表（一）に定める職務の級にある職員については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、俸給の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額にそれぞれ同表に定める割増率を乗じて得た額（次の表（二）に定める職員については、その額に俸給月額にそれぞれ同表に定める割増率を乗じて得た額を加算した額）を加算した額を基礎とするものとする。

表（一）

俸給表	職務の級	割増率
事務職俸給表	10級－8級	100分の20
	7級－6級	100分の15
	5級－4級	100分の10
	3級	100分の5
技能職俸給表	5級	100分の10
	4級－3級（館長が指定100分の5する者に限る。）	100分の5
研究職俸給表	6級－5級	100分の15
	4級－3級	100分の10
	2級（経験年数が5年以上のものに限る。）	100分の5
特別俸給表		100分の20

表（二）

職	割増額
次長、アジア歴史資料センター次長、課長、統括公文書専門官及び首席研究官	100分の25
企画官、デジタル推進室長、首席公文書専門官、つくば分館長及び首席公文書研究官（6級又は5級の者に限る。）	100分の15

- 6 第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、別に定める。

第27条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止め

た期末手当)は、支給しない。

- 一 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に懲戒免職の処分を受けた職員
- 二 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に失職した職員（成年被後見人又は被保佐人となったことにより失職した職員を除く。）
- 三 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に拘禁刑以上の刑に処せられたもの
- 四 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたもの

第28条 館長は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を差し止めることができる。

- 一 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合
 - 二 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であつて、その者に対し期末手当を支給することが、業務に対する国民の信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生じると認めるとき。
- 2 館長は、前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）について、次の各号の一に該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
- 一 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられなかった場合
 - 二 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があつた場合
 - 三 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴を

されることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から帰参して1年を経過した場合

- 3 前項の規定は、館長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
- 4 館長は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。
- 5 前各項に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、別に定める。

(勤勉手当)

- 第29条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の直近の人事評価の結果及び勤務状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の第12条第4項に規定する日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員（別に定める職員を除く。）についても同様とする。
- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、別に定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。
 - 3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれの基準日現在において職員が受けるべき俸給の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。
 - 4 第26条第5項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第5項中の「前項」とあるのは、「第29条第3項」と読み替えるものとする。
 - 5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給に準用する。この場合において、第27条中「前条第1項」とあるのは「第29条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第29条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（第12条第4項に規定する日をいう。以下この条及び次条において同じ。）」と読み替えるものとする。

(特定の職員についての適用除外)

- 第30条 第14条、第15条、第17条及び第22条の規定は、特別俸給表の適用を受ける職員には適用しない。
- 2 第8条、第11条及び第15条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

(長期欠勤者の給与)

- 第31条 職員が業務上以外の傷病により欠勤した場合には、その欠勤を始めた日から6

箇月（結核性疾病の場合にあっては、1年）に達するまで、俸給、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当の全額を支給する。

（休職者の給与）

第32条 職員が業務上の傷病により休職を命ぜられたときは、その休職の期間中、これに給与の全額を支給する。

2 職員が前項以外の傷病により休職を命ぜられたときは、その休職の期間が満1年（結核性疾病にあっては、満2年）に達するまでは、これに俸給、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当（以下この項において「俸給等」という。）のそれぞれ100分の80を支給する。

3 職員が刑事事件に関し起訴され休職を命ぜられたときは、その休職の期間中、これに俸給、扶養手当、地域手当及び住居手当の100分の60を支給する。

4 職員が休職（傷病による休職及び刑事事件に関し起訴されたことによる休職を除く。）を命ぜられた場合におけるその休職期間中の給与については、そのつど定める。

5 第2項又は前項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で第26条第1項に規定する基準日前1箇月以内に退職し、若しくは失職し、又は死亡したときは、同項の規定により当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。

6 前項の規定の適用を受ける職員の期末手当及び期末特別手当の支給については、第27条及び第28条の規定を準用する。この場合において、第27条中「前条第1項」とあるのは、「第32条第5項」と読み替えるものとする。

（退職者等の給与）

第33条 職員が業務上の傷病のため退職した場合若しくは定年により退職した場合又は業務上の都合により解雇された場合には、第13条第2項及び第3項の規定にかかわらず、その者が現に受けるべきその月分の俸給、職責手当及び地域手当の全額を支給する。死亡の場合においても同様とする。

（介護休暇を受けた者の給与）

第34条 介護休暇については、第21条の規定にかかわらず、その期間の勤務しない1時間につき、第24条に規定する勤務時間1時間当たりの給与の額を減額する。

2 前項に規定するもののほか、介護休暇を受けた職員の給与に関し必要な事項については、別に定める。

（育児休業等をしている者の給与）

第35条 職員が育児休業している期間については、給与を支給しない。

2 第26条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準

日以前6箇月以内の期間において勤務した期間（休暇の期間その他勤務しないことにつき特に承認のあった期間のうち、就業規則第54条の規定により育児休業をしていた期間及び休職を命ぜられていた期間を除いた期間を含む。）がある職員には、前項の規定にかかわらず、当該基準日に係る期末手当を支給する。

3 第29条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、第1項の規定にかかわらず、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。

4 育児休業をした職員が職務に復帰した場合におけるその者の号俸については、部内の他の職員との権衡上必要と認められる範囲内において、別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

5 育児短時間勤務をしている職員の俸給月額、その者に適用される俸給表に定める俸給月額に、就業規則第57条の規定に基づき館長の定めた1週間当たりの勤務時間を38時間45分で除して得た数を乗じて得た額とする。

6 職員が育児時間により勤務しない場合には、第21条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、第24条に規定する勤務時間1時間当たりの給与の額を減額する。

7 前6項に規定するもののほか、育児休業、育児短時間勤務又は育児時間をしている職員の給与の支給に関し必要な事項は、別に定める。

（自己啓発等休業をしている者の給与）

第36条 職員が自己啓発等休業をしている期間については、給与を支給しない。

2 自己啓発等休業をした職員が職務に復帰した場合におけるその者の号俸については、部内の他の職員との権衡上必要と認められる範囲内において、別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

3 前2項に規定するもののほか、自己啓発等休業をしている職員の給与の支給に関し必要な事項は、別に定める。

（配偶者同行休業をしている者の給与）

第37条 職員が配偶者同行休業をしている期間については、給与を支給しない。

2 配偶者同行休業をした職員が職務に復帰した場合におけるその者の号俸については、部内の他の職員との均衡上必要と認められる範囲内において、別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

3 前2項に規定するもののほか、配偶者同行休業をしている職員の給与の支給に関し必要な事項は、別に定める。

（実施に関し必要な事項）

第38条 この規程の実施に関し必要な事項は、館長が別に定めるもののほか、給与法適用職員の例に準ずる。

附 則

- 1 この規程は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 当分の間、第31条の規定にかかわらず、職員が負傷（公務上の負傷及び通勤による負傷を除く。）又は疾病（公務上の疾病及び通勤による疾病又は結核性疾患を除く。以下この項において同じ。）に係る療養のための病気休暇の開始の日から起算して90日を超えて引き続き勤務しないときは、その期間経過後の当該病気休暇に係る日につき、俸給の半額を減ずる。
- 3 平成30年3月31日までの間、職員（事務職6級又は研究職5級以上である者に限る。以下この項及び次項において「特定職員」という。）に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定職員が55歳に達した日後最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。
 - 一 俸給月額 当該特定職員の俸給月額（当該特定職員が前項の規定の適用を受ける者である場合にあっては、同項の規定により半額を減ぜられた俸給月額。以下同じ。）に100分の1.5を乗じて得た額
 - 二 地域手当 当該特定職員の俸給月額に対する地域手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額
 - 三 職責手当 当該特定職員が第14条の適用を受ける職員である場合にあっては、同上の規定による当該職責手当の額に100分の1.5を乗じて得た額
 - 四 期末手当 それぞれの基準日現在において当該特定職員が受けるべき俸給月額及びこれに対する地域手当の合計額（第26条第4項の規定の適用を受ける職員にあっては当該合計額に、当該合計額に同項に規定する割合を乗じて得た額（同項表（二）に定める職員にあっては、その額に、俸給月額に同表に規定する割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額）に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第2項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額に、100分の1.5を乗じて得た額
 - 五 勤勉手当 それぞれの基準日現在において当該特定職員が受けるべき俸給月額及びこれに対する地域手当の合計額（第29条第4項において準用する第26条第4項の規定の適用を受ける職員にあっては当該合計額に、当該合計額に同項に規定する割合を乗じて得た額（同項表（二）に定める職員にあっては、その額に、俸給月額に同表に規定する割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額）に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第29条第2項に規定する割合を乗じて得た額に、100分の1.5を

乗じて得た額

- 六 第32条第1項から第3項まで又は第5項の規定により支給される給与当該特定職員に適用される次に掲げる規程の区分に応じ、それぞれ次に定める額
- イ 第32条第1項 前各号に定める額
- ロ 第32条第2項 第1号から第4号までに定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額
- ハ 第32条第3項第1号から第3号に定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額
- ニ 第32条第5項第4号に定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額
- 4 前項に規定するもののほか、特定職員以外の者が月の初日以外の日に特定職員となった場合における同項の減ずる額の計算その他同項の規定の実施に関し必要な事項は、給与法適用職員の例に準ずる。
- 5 附則第3項の規定により給与が減ぜられて支給される職員についての第21条及び第22条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、第24条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、同条の規定により算出して得た額に100分の1.5を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする
- 6 附則第3項の規定により給与が減ぜられて支給される職員に対する第34条第1項の規定の適用については、同項中「第24条」とあるのは、「附則第4項」とする。
- 7 附則第3項の規定により給与が減ぜられて支給される職員に対する第35条第6項の規定の適用については、同項中「第24条」とあるのは、「附則第4項」とする。

附 則（平成13年11月28日規程第20号）

この規程は、改正の日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

附 則（平成13年11月28日規程第22号）

この規程は、平成13年11月30日から施行する。

附 則（平成14年3月20日規程第3号）

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成14年11月28日規程第8号）（抄）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成14年12月1日から施行する。ただし、第2条、第4条、第6条並びに附則第4項の規定は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成 15 年 3 月 28 日規程第 1 号）

この規程は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 15 年 10 月 31 日規程第 4 号）

（施行期日）

1 この規程は、平成 15 年 11 月 1 日から施行する。

（職務の級における最高の号俸を超える俸給月額等の切替え等）

2 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において独立行政法人国立公文書館職員給与規程（次項において「給与規程」という。）別表第 1 の俸給表に定める職務の級における最高の号俸を超える俸給月額を受けていた職員の施行日における俸給月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、別に定める。

（平成 15 年 12 月に支給する期末手当及び期末特別手当に関する特例措置）

3 平成 15 年 12 月に支給する期末手当及び期末特別手当（以下この項において「期末手等」という。）の額は、改正後の給与規程第 26 条第 2 項から第 5 項まで又は第 30 条第 2 項から第 5 項までの規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当等の額（以下この項において「基準額」という。）から、第 1 号及び第 2 号に掲げる額の合計額（平成 15 年 7 月 1 日から同年 12 月 1 日（以下この項において「基準日」という。）までの期間において、一般職の職員の給与に関する法律の適用を受ける国家公務員（以下この項において「給与法適用職員」という。）から人事交流により引き続いて職員となった者については、第 1 号に掲げる額。以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手等等は、支給しない。

一 平成 15 年 4 月 1 日（同月 2 日から基準日までの間に給与法適用職員から人事交流により引き続いて職員となった者にあつては、職員となった日）において職員が受けるべき俸給、職責手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当及び単身赴任手当の月額の合計額に 100 分の 1.07 を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）に、同年 4 月から施行日の属する月の前日までの月数（同年 4 月 1 日から施行日の前日までの期間において職員として在職しなかった期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間の月数を減じた月数）を乗じて得た額

二 平成 15 年 6 月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額又は期末特別手当の額に 100 分の 1.07 を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

附 則（平成 16 年 3 月 23 日規程第 2 号）

（施行期日）

1 この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

(調整手当に関する経過措置)

- 2 この規程の施行の際現にこの規程による改正前の給与規程第17条第3項又は第4項の規定の適用を受けている職員に対する当該適用に係る調整手当の支給に関するこの規程による改正後の給与規程第17条第3項又は第4項の規定の適用については、同条第3項中「場合（当該職員が当該異動の日の前日において、前項第1号に掲げる地域に引き続き6箇月を超えて在勤していた場合その他当該場合との均衡上必要があると認められる場合として館長が別に定める場合に限る。）」とあるのは「場合」と、「から2年を経過する」とあるのは「から3年を経過する日又は平成18年3月31日のいずれか早い日」と、同項第1号中「同日以後1年を経過する日」とあるのは「平成17年3月31日」と、同項第2号中「2年を経過する日」とあるのは「3年を経過する日又は平成18年3月31日のいずれか早い日」と、同条第4項中「場合（当該職員が当該人事交流の日の前日に在勤していた官署又は機関に引き続き6箇月を超えて在勤していた場合その他当該場合との均衡上必要があると認められる場合として館長が別に定める場合に限る。）」とあるのは「場合」と、「から2年を経過する」とあるのは「から3年を経過する日又は平成18年3月31日のいずれか早い日」と、同項第1号中「同日以後1年を経過する日」とあるのは「平成17年3月31日」と、同項第2号中「2年を経過する日」とあるのは「3年を経過する日又は平成18年3月31日のいずれか早い日」とする。

附 則（平成17年11月21日規程第7号）

(施行期日)

- 1 この規程は、平成17年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成18年1月1日から施行する。

(職務の級における最高の号俸を超える俸給月額等の切替え等)

- 2 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において独立行政法人国立公文書館職員給与規程（以下「給与規程」という。）別表第1の俸給表に定める職務の級における最高の号俸を超える俸給月額を受けていた職員の施行日における俸給月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、別に定める。

(平成17年12月に支給する期末手当及び期末特別手当に関する特例措置)

- 3 平成17年12月に支給する期末手当及び期末特別手当（以下この項において「期末手当等」という。）の額は、改正後の給与規程第26条第2項から第5項まで又は第30条第2項から第5項までの規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当等の額（以下この項において「基準額」という。）から、第1号及び第2号に掲げる額の合計額（平成17年6月2日から同年12月1日（以下この項において「基準日」という。）までの期間において、一般職の職員の給与に関する法律の適用を受ける国家公務員（以下この項において「給与法適用職員」という。）から人事交流により引き続

いて職員となった者については、第1号に掲げる額。以下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当等は、支給しない。

一 平成17年4月1日(同月2日から基準日までの間に給与法適用職員から人事交流により引き続いて職員となった者にあつては、職員となった日)において職員が受けるべき俸給、職責手当、扶養手当、調整手当、住居手当及び単身赴任手当(給与規程第20条第2項に規定する別に定める額を除く。)の月額合計額に100分の0.36を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)に、同年4月から施行日の属する月の前日までの月数(同年4月1日から施行日の前日までの期間において職員として在職しなかった期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間の月の数を減じた月数)を乗じて得た額

二 平成17年6月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額又は期末特別手当の額に100分の0.36を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)

附 則(平成18年3月31日規程第1号)

(施行期日)

第1条 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

(俸給月額の切替えに伴う経過措置)

第2条 平成18年4月1日(以下「切替日」という。)の前日においてその者が属していた職務の級(以下「旧級」という。)が附則別表第1に掲げられている職務の級であった職員の切替日における職務の級(以下「新級」という。)は、旧級に対応する同表の新級欄に定める職務の級とする。この場合において、同欄に2の職務の級が掲げられているときは、別に定めるところにより、そのいずれかの職務の級とする。

(号俸の切替え)

第3条 切替日の前日において独立行政法人国立公文書館職員給与規程(以下「給与規程」という。)別表第1から別表第3までの俸給表の適用を受けていた職員の切替日における号俸(以下「新号俸」という。)は、次項並びに次条に規定する職員を除き、旧級、切替日の前日においてその者が受けていた号俸(以下「旧号俸」という。)及びその者が旧号俸を受けていた期間に応じて附則別表第2に定める号俸とする。

2 前条後段により新級を決定される職員(次条に規定する職員を除く。)の新号俸は、新級、旧号俸及び経過期間に応じて附則別表第3に定める号俸とする。

3 切替日の前日において給与規程別表第4の俸給表の適用を受けていた職員の新号俸は、旧号俸に対応する附則別表第4の新号俸欄に定める号俸とする。

4 その他号俸の切替えの取扱いについては、給与法適用職員の例に準ずる。

(職務の級における最高の号俸を超える俸給月額等の切替え)

第4条 切替日の前日において給与規程別表第1の俸給表に定める職務の級における最高の号俸を超える俸給月額を受けていた職員の新号俸は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める号俸とする。

一 切替日の前日においてその者が受けていた俸給月額（以下「旧俸給月額」という。）が旧級に応じた次表の旧俸給月額欄に掲げられている職員は、その者が旧俸給月額を受けていた期間に応じて次表に定める号俸

旧級	経過期間 旧俸給月額	3月未満	3月以上 6月未満	6月以上 9月未満	9月以上 12月未満	12月以上
8級	453,200	69	70	71	72	73
	456,800	73	74	75	76	77
10級	513,000	37	38	39	40	41
	517,400	41	42	43	44	45

二 前号に掲げる職員以外の職員は、館長が別に定める号俸

（切替日前の異動者の号俸の調整）

第5条 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及びこれに準ずる職員の新号俸については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（俸給の切替えに伴う経過措置）

第6条 切替日の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員で、その者の受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額（独立行政法人職員給与規程の一部を改正する規程（平成21年規程第16号）。第1号において「平成21年改正規程」という。）の施行の日において次の各号に掲げる職員である者にあつては、当該俸給月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に達しないこととなる職員には、俸給月額のほか、その差額に相当する額（給与規程附則第3項の規定により給与が減ぜられて支給する職員にあつては、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）を俸給として支給する。

一 平成21年改正規程附則第2条第1項に規定する減額改定対象職員（次号に掲げる職員を除く。） 100分の99.1

二 特別俸給表の適用を受ける職員 100分の98.94

2 切替日以降新たに俸給表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると館長が認めるときは、当該職員には、前項の規定に準じて俸給を支給する。

3 前2項の規定により支給される俸給の取扱いについては、給与法適用職員の例に準ず

る。

(平成22年3月31日までの間における給与規程の適用に関する特例)

第7条 平成22年3月31日までの間における次の表の左欄に掲げる給与規程の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ右欄に掲げる字句とする。

第11条第2項	4号俸	3号俸
	3号俸	2号俸
第11条第3項	4号俸	3号俸
	3号俸	2号俸
	2号俸	1号俸
第17条第2項第1号	100分の18	100分の17
第17条第2項第2号	100分の12	100分の10

(地域手当に関する経過措置)

第8条 地域手当に関する経過措置については、給与法適用職員の例に準ずる。

附 則 (平成19年3月26日規程第2号)

(施行期日)

1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

(職責手当に関する経過措置)

2 独立行政法人国立公文書館職員給与規程（以下「給与規程」という。）第14条の規定により職責手当を支給される職員のうち、この規則による改正後の給与規程第14条の規定による職責手当の額が経過措置基準額に達しないこととなる職員には、当該職責手当のほか、当該職責手当と経過措置基準額との差額に相当する額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を職責手当として支給する。

一 平成19年4月1日から平成20年3月31日まで 100分の100

二 平成20年4月1日から平成21年3月31日まで 100分の75

三 平成21年4月1日から平成22年3月31日まで 100分の50

四 平成22年4月1日から平成23年3月31日まで 100分の25

3 前項に規定する経過措置基準額とは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。

一 平成19年4月1日（以下「施行日」という。）の前日に適用されていた俸給表と同一の俸給表の適用を受ける職員（以下「同一俸給表適用職員」という。）であって、同日に所属していた職務の級より下位の職務の級に属する職員以外のもののうち、相当

区分等職員（同日において占めていたこの規程による改正前の給与規程第14条各号に規定する区分（以下「旧区分」という。）に相当する新規程第14条表の区分に対応する官職を占める職員をいう。） 同日にその者が受けていた職責手当額

二 同一俸給表適用職員であって、施行日の前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属する職員以外のもののうち、下位区分等相当職員（旧区分より低い区分に相当する新規程第14条表の区分に対応する官職を占める職員をいう。） 同日に当該旧区分より低い区分に相当する新規程第14条表の区分を適用したとしたならばその者が受けることとなる職責手当額

三 同一俸給表適用職員であって、施行日の前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属するもののうち、相当区分職員及び下位区分等相当職員 給与法適用職員の例に準じて館長が定める額

四 前各号に掲げる職員のほか、施行日以後に給与法適用職員等から人事交流等により引き続き新たに俸給表の適用を受けることとなった職員、施行日以後に俸給表の適用を異にする異動をした職員その他特別の事情があると認められる職員のうち、部内の他の職員及び給与法適用職員との均衡を考慮して前各号に掲げる職員に準ずるものとして館長が定める職員 前各号の規定に準じて館長が定める額

附 則（平成19年7月31日規程第6号）
（施行期日）

- 1 この規程は、平成19年8月1日から施行する。
（平成18年規程第1号附則第6条の規定による俸給の支給）
- 2 平成18年4月1日（以下「切替日」という。）の前日から引き続き俸給表の適用を受ける職員のうち、育児短時間勤務を始めた職員であって、その者の受ける俸給月額が、切替日の前日に受けていた俸給月額に当該育児短時間勤務の内容に従い定められた1週間当たりの勤務時間を40時間で除して得た数を乗じて得た額に達しないこととなるものには、その差額に相当する額を俸給として支給する。

附 則（平成19年11月29日規程第8号）
（施行期日）

- 1 この規程は、平成19年11月30日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の独立行政法人国立公文書館職員給与規程の規定は、平成19年4月1日から適用する。

附 則（平成21年3月18日規程第2号）
（施行期日）

- 1 この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
(平成 22 年 3 月 31 日までの間における業務調整手当の額)
- 2 平成 22 年 3 月 31 日までの間における第 14 条の 2 の規定の適用については、同条中「次表」とあるのは、「附則別表」とする。

附則別表

俸給表及び職務の級		業務調整手当額
事務職俸給表	1 級	1, 8 0 0 円
	2 級	2, 2 0 0 円
	3 級	5, 8 0 0 円
	4 級	7, 4 0 0 円
	5 級	3 7, 1 0 0 円
	6 級	3 8, 8 0 0 円
	7 級	4 1, 4 0 0 円
研究職俸給表	1 級	1, 8 0 0 円
	2 級	2, 2 0 0 円

附 則（平成 21 年 6 月 1 日規程第 7 号）
(施行期日)

- 1 この規定は平成 21 年 6 月 1 日から施行する。
(平成 21 年 6 月に支給する期末手当に関する特例措置)
- 2 平成 21 年 6 月に支給する期末手当に関する第 26 条第 2 項の規定の適用については、「100 分の 140、」とあるのは「100 分の 125、」と、「100 分の 120」とあるのは「100 分の 110」と、「100 分の 75」とあるのは「100 分の 70」とする。

附 則（平成 21 年 7 月 30 日規程第 13 号）
この規程は、平成 21 年 8 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 11 月 30 日規程第 16 号）
(施行期日)

- 1 この規程は平成 21 年 12 月 1 日から施行する。ただし第 2 条の規定は平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
(平成 21 年 12 月に支給する期末手当に関する特例措置)
- 2 平成 21 年 12 月に支給する期末手当の額は、改正後の独立行政法人国立公文書館職員給与規程第 26 条第 2 項から第 5 項までの規定にかかわらず、これらの規定により算

定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

一 平成21年4月1日（同年4月2日から同年12月1日までの間に職員以外の者又は職員であって適用される俸給表並びにその職務の級及び号俸がそれぞれ次の表の俸給表欄、職務の級欄及び号俸欄に掲げるものからこれらの職員以外の職員（以下この項において「減額改定対象職員」という。）となった者にあつては、その減額改定対象職員となった日）において減額改定対象職員が受けるべき俸給、職責手当、国立公文書館業務調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、単身赴任手当（給与規程第20条第2項の別に定める額を除く。）の月額合計額に100分の0.24を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、俸給を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間がある職員にあつては、これらの期間（当該期間を含む月がある場合、その期間を1月とみなす。）を減ずる）を乗じて得た額。

職務の級		俸給表	号俸
事務職		1級	1号俸から56号俸まで
		2級	1号俸から24号俸まで
		3級	1号俸から8号俸まで
技能職		1級	1号俸から68号俸まで
		2級	1号俸から32号俸まで
研究職		1級	1号俸から56号俸まで
		2級	1号俸から32号俸まで

二 平成21年6月1日において減額改定対象職員であった者に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.24を乗じて得た額

附 則（平成22年9月28日規程第7号）

この規程は、平成22年10月1日から施行する。

附 則（平成22年11月30日規程第9号）

（施行期日）

第1条 この規程は平成22年12月1日から施行する。ただし第2条及び附則第4条の規定は平成23年4月1日から施行する。

（平成22年12月に支給する期末手当に関する特例措置）

第2条 平成22年12月に支給する期末手当の額は、改正後の独立行政法人国立公文書

館職員給与規程第26条第2項から第5項までの規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この条において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この条において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。

一 平成22年4月1日（同年4月2日から同年12月1日までの間に職員以外の者又は職員であって適用される俸給表並びにその職務の級及び号俸がそれぞれ次の表の俸給表欄、職務の級欄及び号俸欄に掲げるものからこれらの職員以外の職員（以下この項において「減額改定対象職員」という。）となった者）にあつては、その減額改定対象職員となった日）において減額改定対象職員が受けるべき俸給、職責手当、国立公文書館業務調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、単身赴任手当（給与規程第20条第2項の別に定める額を除く。）の月額合計額に100分の0.28を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、俸給を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間がある職員にあつては、これらの期間（当該期間を含む月がある場合、その期間を1月とみなす。）を減ずる）を乗じて得た額。

職務の級	俸給表	号俸
事務職	1級	1号俸から93号俸まで
	2級	1号俸から64号俸まで
	3級	1号俸から48号俸まで
	4級	1号俸から32号俸まで
	5級	1号俸から24号俸まで
	6級	1号俸から16号俸まで
	7級	1号俸から4号俸まで
技能職	1級	1号俸から108号俸まで
	2級	1号俸から72号俸まで
	3給	1号俸から64号俸まで
	4級	1号俸から36号俸まで
	5級	1号俸から20号俸まで
研究職	1級	1号俸から96号俸まで
	2級	1号俸から72号俸まで
	3給	1号俸から40号俸まで
	4級	1号俸から24号俸まで
	5級	1号俸から4号俸まで

二 平成22年6月1日において減額改定対象職員であった者に同月に支給された期末手

当及び勤勉手当の合計額に100分の0.28を乗じて得た額

(平成22年4月1日前に55歳に達した職員に関する読替え)

第3条 平成22年4月1日前に55歳に達した職員に対する改正後の給与規程附則第3項の規定の適用については、同項中「当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日」とあるのは「独立行政法人国立公文書館職員給与規程の一部を改正する規程（平成22年規程第9号）の施行の日と、「55歳に達した日後における最初の4月1日」とあるのは「同日後」とする。

(平成23年4月1日における号俸の調整)

第4条 平成23年4月1日において43歳に満たない職員のうち、平成22年1月1日において給与規程第11条の規定により昇給した職員、その他当該職員との権衡上必要があると館長が認める職員の平成23年4月1日における号俸は、この条の規定の適用がないものとした場合に同日受けることとなる号俸の1号俸上位の号俸とする。

(実施に関し必要な事項)

第5条 この規程の実施に関し必要な事項は、館長が別に定めるもののほか、給与法適用職員の例に準ずる。

附 則（平成23年4月1日規程第11号）

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年2月29日規程第1号）

この規程は、平成24年3月1日から施行する。

附 則（平成25年12月5日規程第4号）

この規程は、平成26年1月1日から施行する。

附 則（平成26年10月15日規程第3号）

この規程は、平成26年10月15日から施行する。

附 則（平成26年12月4日規程第5号）

この規程は、平成26年12月4日から施行する。ただし、第19条の規程及び別表第1から別表第3までについては、平成26年4月1日から適用する。

附 則（平成27年4月1日規程第5号）

(施行期日)

第1条 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

(俸給の切替えに伴う経過措置)

第2条 平成27年4月1日（以下「切替日」という。）の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員で、その者の受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額に達しないこととなるものには、平成30年3月31日までの間、俸給月額のほか、その差額に相当する額（規程附則第3項の特定職員にあっては、55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）を俸給として支給する。

2 切替日の前日から引き続き俸給表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、同項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると館長が認めるときは、当該職員には、同項の規定に準じて、俸給を支給する。

3 切替日以降に新たに俸給表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前二項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると館長が認めるときは、当該職員には、前二項の規定に準じて、俸給を支給する。

（平成30年3月31日までの間における地域手当に関する特例）

第3条 切替日から平成30年3月31日までの間における地域手当の支給に関する第17条第2項の規定の適用については、同項第1号中「100分の20」とあるのは「100分の20を超えない範囲内で別に定める割合」と、同項第2号中「100分の16」とあるのは「100分の16を超えない範囲内で別に定める割合」とする。

（平成30年3月31日までの間における単身赴任手当に関する特例）

第4条 切替日から平成30年3月31日までの間における単身赴任手当の支給に関する第20条第2項の規定の適用については、同項中「30,000円」とあるのは「30,000円を超えない範囲内で別に定める額」とする。

（実施に関し必要な事項）

第5条 附則第2条から前条までの実施に関し必要な事項は、館長が別に定めるもののほか、給与法適用職員の例に準ずる。

附 則（平成28年2月16日規程第6号）

（施行期日等）

第1条 この規程は、平成28年2月16日から施行する。

2 改正後の規程第14条及び別表第1から別表第3までの規定は、平成27年4月1日から適用する。

附 則（平成28年12月9日規程第16号）

（施行期日等）

第1条 この規程は、平成28年12月9日から施行する。

2 改正後の規程第14条及び別表第1から別表第4までの規定は、平成28年4月1日

から適用する

附 則（平成 29 年 3 月 31 日規程第 4 号）

（施行期日等）

第 1 条 この規程は平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

（扶養手当の月額等の特例措置）

第 2 条 平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間における給与規程第 15 条及び第 16 条の適用については、以下のとおり取り扱うものとする。

給与規定第 15 条第 1 項ただし書き及び第 16 条第 3 項第 3 号から第 6 号までの規程は適用せず、給与規定第 15 条第 3 項及び第 16 条の規程の適用については、給与規定第 15 条第 3 項中「扶養親族たる配偶者、父母等については 1 人につき 6、500 円

（事務職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が 8 級であるもの（以下「事務職 8 級職員」という。）にあつては、3、500 円）、前項第 2 号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については 1 人につき 10、000 円とあるのは「前項第 1 号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者」という。）については 10、000 円、同項第 2 号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については 1 人につき 8、000 円（職員に配偶者がいない場合にあっては、そのうち 1 人については 10、000 円）、同項第 3 号から第 6 号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）については 1 人につき 6、500 円（職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあっては、そのうち 1 人については 9、000 円）と、給与規程第 16 条第 1 項中「扶養親族（事務職 9 級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、事務職 9 級以上職員から事務職 9 級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、「その旨」とあるのは「その旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第 1 号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）」と、給与規定第 16 条第 1 項第 1 号中「場合（事務職 9 級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」とあるのは、「場合」と、給与規定第 16 条第 1 項中「二 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第 2 項第 3 号若しくは第 5 号に該当する扶養親族が、満 22 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）三 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）四 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合（第 1 号に該当する場合を除く。）」と、給与規定第 16 条第 2 項中「扶養親族（事務職 9 級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、事務職 9 級以上職員から事務職 9 級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母

等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が事務職 9 級以上職員以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、事務職 9 級以上職員以外の職員から事務職 9 級以上職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規程による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が事務職 9 級以上職員となった日」とあるのは「死亡した日」と、給与規定第 16 条第 3 項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第 1 号、第 2 号若しくは第 7 号」と、「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている職員について第 1 項第 3 号若しくは第 4 号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「第 1 号又は第 3 号」とあるのは「第 1 号」と、「の改定」とあるのは「の改定（扶養親族たる子で第 1 項の規程による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至った場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で第 1 項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」と、同項第 2 号中「扶養親族（事務職 9 級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。））」とあるのは「扶養親族」とする。

附 則（平成 29 年 12 月 11 日規程第 8 号）

（施行期日等）

第 1 条 この規程は、平成 29 年 12 月 11 日から施行する。

2 改正後の規程第 14 条及び別表第 1 から別表第 3 までの規定は、平成 29 年 4 月 1 日から適用する

附 則（平成 30 年 3 月 30 日規程第 2 号）

（施行期日等）

第 1 条 この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行適用する。

（平成 30 年 4 月 1 日における号俸の調整）

第2条 平成30年4月1日において37歳に満たない職員のうち、平成27年1月1日において給与規程第11条第1項の規定により昇給した職員その他昇給抑制職員との権衡上必要があると認められるものとして館長が定める職員の平成30年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸上位の号俸とする。

(扶養手当の月額等の特例措置)

第3条 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間における給与規程第15条第1項ただし書き及び第16条第3項第3号から第6号までの規定は適用せず、給与規程第15条第3項及び第16条の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族」と、「(事務職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの(以下「事務職8級職員」という。))にあつては、3、500円)、前項第2号」とあるのは「、同項第2号」と、同条第1項中「扶養親族(事務職9級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。))がある場合、事務職9級以上職員から事務職9級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第1号中「場合(事務職9級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。))」とあり、及び同項第2号中「場合及び事務職9級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合」とあるのは「場合」と、同条第2項中「扶養親族(事務職9級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。))」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、事務職9級以上職員から事務職9級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が事務職9級以上職員以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、事務職9級以上職員以外の職員から事務職9級以上職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が事務職9級以上職員となった日」とあるのは「死亡した日」と、同条第3項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号又は第7号」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、同項第2号中「扶養親族(事務職9級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。))」とあるのは「扶養親族」とする。

2 平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間における給与規程第15条第1項ただし書き及び第16条第3項第3号及び第5号の規定は適用せず、給与規程第15条第3項及び第16条の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族

(以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。)」と、「が８級」とあるのは「が８級以上」と、「事務職８級職員」とあるのは「事務職８級以上職員」と、「前項第２号」とあるのは「同項第２号」と、同条第１項中「扶養親族（事務職９級以上職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、事務職９級以上職員から事務職９級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第１号中「場合（事務職９級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」とあり、及び同項第２号中「場合及び事務職９級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合」とあるのは「場合」、同条第２項中「扶養親族（事務職９級以上職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、事務職９級以上職員から事務職９級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が事務職９級以上職員以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、事務職９級以上職員以外の職員から事務職９級以上職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が事務職９級以上職員となった日」とあるのは「死亡した日」と、同条第３項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第１号、第２号、第４号、第６号又は第７号」と、「第１号又は第３号」とあるのは「第１号」と、同項第２号中「扶養親族（事務職９級以上職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、同項第４号中「事務職８級職員が事務職８級職員及び事務職９級以上職員等」とあるのは「事務職８級以上職員が事務職８級以上職員」と、同項第６号中「事務職８級職員及び事務職９級以上職員」とあるのは「事務職８級以上職員」と、「が事務職８級職員」とあるのは「が事務職８級以上職員」とする。

附 則（平成３０年１１月３０日規程第１０号）
（施行期日等）

第１条 この規程は、平成３０年１１月３０日から施行し、改正後の規程の規定は、平成３０年４月１日から適用する。ただし、第２６条第２項及び第３項の規定は、平成３１年４月１日から適用する。

（平成３０年１２月に支給する期末手当に関する特例）

第２条 平成３０年１２月に支給する期末手当に関する第２６条第２項の規定の適用については、「１００分の１３０」とあるのは「１００分の１３７．５」と、「１００分の１１０」とあるのは「１００分の１１７．５」と、「１００分の７０」とあるのは「１００分の７７．５」とし、同条第３項の規定の適用については、「１００分の７２．

5」とあるのは「100分の80」と、「100分の62.5」とあるのは「100分の70」と、「100分の37.5」とあるのは「100分の42.5」とする。

附 則（平成31年3月29日規程第6号）

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年11月27日規程第13号）

（施行期日等）

第1条 この規程は、令和元年11月27日から施行する。ただし、第18条の規定は、令和2年4月1日から適用する。

2 改正後の規程第3条別表第1から別表第3までの規定は、平成31年4月1日から適用する。

（住居手当に関する経過措置）

第2条 前条の規定の施行の日（以下この項において「一部施行日」という。）の前日において同条の規定による改正前の第18条の規定により支給されていた住居手当の月額が2,000円を超える職員であって、一部施行日以後においても引き続き当該住居手当に係る住宅（貸間を含む。）を借り受け、家賃（使用料を含む。以下この項において同じ。）を支払っているもののうち、次の各号のいずれかに該当するものに対しては、一部施行日から令和3年3月31日までの間、第2条の規定による改正後の第18条の規定にかかわらず、当該住居手当の月額に相当する額（当該住居手当に係る家賃の月額に変更があった場合には、当該相当する額を超えない範囲内で別に定める額。第二号において「旧手当額」という。）から2,000円を控除した額の住居手当を支給する。

一 第2条の規定による改正後の第18条第1項各号のいずれにも該当しないこととなる職員

二 旧手当額から第2条の規定による改正後の第18条第2項の規定により算出される住居手当の月額に相当する額を減じた額が2,000円を超えることとなる職員

附 則（令和2年3月25日規程第8号）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年11月30日規程第22号）

（施行期日等）

第1条 この規程は、令和2年11月30日から施行する。

（令和2年12月に支給する期末手当に関する特例）

第2条 令和2年12月に支給する期末手当に関する第26条第2項の規定の適用については、「100分の127.5」とあるのは「100分の125」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の105」と、「100分の67.5」とあるのは「100分の65」とする。

附 則（令和4年3月31日規程第4号）
この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年5月10日規程第7号）
（施行期日等）

第1条 この規程は、令和4年5月10日から施行する。

（令和4年6月に支給する期末手当に関する特例）

第2条 令和4年6月に支給する期末手当の額は、この規程による改正後の独立行政法人国立公文書館職員給与規程（以下この項において「職員給与規程」という。）による第26条第2項（同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び同条第4項及び第5項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、同月1日（同日前1箇月以内に退職した者にあつては、当該退職した日）における次の各号に掲げる職員（職員給与規程の適用を受ける者をいう。以下この項において同じ。）の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額（以下この項において「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

一 再任用職員（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第81条の4第1項又は第81条の5第1項の規定により採用された職員をいう。次号において同じ。）以外の職員
次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める割合

イ ロに掲げる職員以外の職員 127.5分の15

ロ 職員給与規程第26条第2項に規定する管理職員（次号ロにおいて「管理職員」という。）

107.5分の15

二 再任用職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める割合

イ ロに掲げる職員以外の職員 72.5分の10

ロ 管理職員 62.5分の10

附 則（令和4年11月30日規程第13号）
（施行期日等）

第1条 この規程は、令和4年11月30日から施行する。

2 改正後の規程第3条別表第1から別表第3までの規定は、令和4年4月1日から適用する。

附 則（令和5年3月31日規程第4号）

（施行期日等）

第1条 この規程は、令和5年3月31日から施行する。

（特定日以後の俸給月額に関する経過措置）

第2条 当分の間、職員の俸給月額は、当該職員が60歳（次の各号に掲げる職員にあっては、当該各号に定める年齢）に達した日後における最初の4月1日（附則第3項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される俸給表の俸給月額のうち、第7条第1項により当該職員の属する職務の級並びに第8条及び第9条の規定により当該職員の受ける号俸に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。

（1）国家公務員法等の一部を改正する法律（令和3年法律第61号）第1条の規定による改正前の国家公務員法（次号及び次項第2号において「令和5年旧国家公務員法」という。）第81条の2第2項第2号に掲げる職員に相当する職員として館長が定める職員 63歳

（2）令和5年旧国家公務員法第81条の2第2項第3号に掲げる職員に相当する職員のうち、館長が定める職員 60歳を超え64歳を超えない範囲内で館長定める年齢

2 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

（1）臨時的職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び常勤を要しない職員

（2）令和5年旧国家公務員法第81条の2第2項第1号に掲げる職員に相当する職員として館長が定める職員及び同項第3号に掲げる職員に相当する職員のうち館長が定める職員

（3）国家公務員法第81条の5第1項又は第2項の規定により同法第81条の2第1項に規定する異動期間（同法第81条の5第1項又は第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同法第81条の2第1項に規定する管理監督職を占める職員

（4）国家公務員法第81条の6第2項ただし書に規定する職員

（5）国家公務員法第81条の7第1項又は第2項の規定により勤務している職員（同法第81条の6第1項に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）

3 国家公務員法第81条の2第3項に規定する他の官職への降任等をされた職員であつて、当該他の官職への降任等をされた日（以下この項及び附則第5項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員のうち、特定日に

附則第1項の規定により当該職員の受ける俸給月額（以下この項において「特定日俸給月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた俸給月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎俸給月額」という。）に達しないこととなる職員（館長が定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第1項の規定により当該職員の受ける俸給月額のほか、基礎俸給月額と特定日俸給月額との差額に相当する額を俸給として支給する。

- 4 前項の規定による俸給の額と当該俸給を支給される職員の受ける俸給月額との合計額が給与規程第7条第1項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号俸の俸給月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎俸給月額と特定日俸給月額」とあるのは、「第7条第1項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号俸の俸給月額と当該職員の受ける俸給月額」とする。
- 5 異動日の前日から引き続き俸給表の適用を受ける職員（附則第1項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第3項に規定する職員を除く。）であつて、同項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける俸給月額のほか、館長が定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を俸給として支給する。
- 6 附則第3項又は前項の規定による俸給を支給される職員以外の附則第1項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける俸給月額のほか、館長が定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を俸給として支給する。
- 7 附則第3項又は前2項の規定による俸給を支給される職員に対する給与規程第14条第1項及び第26条第5項（第29条第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「俸給月額」とあるのは、「俸給月額と附則第3項、第5項又は第6項の規定による俸給の額との合計額」とする。
- 8 附則第1項の規定の適用を受ける職員に対する国家公務員法第75条第2項及び第89条第1項の規定の適用については、同法第75条第2項中「この法律」とあるのは「この法律若しくは独立行政法人国立公文書館職員給与規程附則第2条第1項」と、同法第89条第1項中「伴う降給」とあるのは「伴う降給及び独立行政法人国立公文書館職員給与規程附則第2条第1項の規定による降給」とする。
- 9 附則第1項から前項までに定めるもののほか、附則第1項の規定による俸給月額、附則第3項の規定による俸給その他附則第1項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、館長が定める。

（暫定再任用職員の給与）

第3条 国家公務員法等の一部を改正する法律（令和3年法律第61号）附則第3条第4

項に規定する暫定再任用職員（短時間勤務の官職を占める暫定再任用職員（以下この条において「暫定再任用短時間勤務職員」という。）を除く。以下この条項及び次項において同じ。）の俸給月額、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される給与規程第7条第2項に規定する俸給表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準俸給月額のうち、当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額とする。

- 2 暫定再任用短時間勤務職員の俸給月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される給与規程第7条第2項に規定する俸給表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準俸給月額のうち、当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第3項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。
- 3 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の給与規程第19条第2項及び第22条第2項の規定を適用する。
- 4 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の給与規程第14条第1項、第14条の2及び第26条第3項の規定を適用する。
- 5 給与規程第8条及び第15条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

（給与の内払）

第4条 改正後の給与規程を適用する場合においては、改正前の給与規程に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程による給与の内払とみなす。

（補則）

第5条 附則第2条から前条までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定めるもののほか、国の行政機関に勤務する職員の例に準ずる。

附 則（令和5年11月30日規程第6号）

（施行期日等）

第1条 この規程は、令和5年11月30日から施行し、改正後の規程の規定は、令和5年4月1日から適用する。ただし、第2条第1項第二号、第12条第1項、第19条第2項第二号、第19条の2、第26条第2項及び同条第3項の規定は、令和6年4月1日から適用する。

（令和5年12月に支給する期末手当に関する特例）

第2条 令和5年12月に支給する期末手当に関する第26条第2項の規定の適用については、「100分の122.5」とあるのは「100分の125」と、「100分の102.5」とあるのは「100分の105」と、「100分の65」とあるのは「100分の67.5」とし、同条第3項の規定の適用については、「100分の68.75」とあるのは「100分の70」と、「100分の58.75」とあるのは「100分の60」とする。

附 則（令和 7 年 1 月 8 日規程第 2 号）

（施行期日等）

第 1 条 この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 6 条第 2 項及び同条第 3 項の規定は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（令和 6 年 1 2 月に支給する期末手当に関する特例）

第 2 条 令和 6 年 1 2 月に支給する期末手当に関する第 2 6 条第 2 項の規定の適用については、「1 0 0 分の 1 2 5」とあるのは「1 0 0 分の 1 2 7. 5」と、「1 0 0 分の 1 0 5」とあるのは「1 0 0 分の 1 0 7. 5」と、「1 0 0 分の 6 6. 2 5」とあるのは「1 0 0 分の 6 7. 5」とし、同条第 3 項の規定の適用については、「1 0 0 分の 7 0」とあるのは「1 0 0 分の 7 1. 2 5」と、「1 0 0 分の 6 0」とあるのは「1 0 0 分の 6 1. 2 5」とする。

附 則（令和 7 年 3 月 2 8 日規程第 9 号）

（施行期日等）

第 1 条 この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（号俸の切替え）

第 2 条 令和 7 年 4 月 1 日（以下「切替日」という。）の前日において第 3 条別表第 1 から別表第 3 までの俸給表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号俸（次条及び同表において「新号俸」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号俸（同表において「旧号俸」という。）に応じて同表に定める号俸とする。

（切替日前の異動者の号俸の調整）

第 3 条 切替日前において昇格をした職員のうち、切替日において事務職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が 8 級以上であるもの及び研究職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が 5 級以上であるもの（次条第 1 項において「事務職 8 級以上職員等」という。）であるもの（切替日において昇格をした職員であって号俸を決定する際の計算の過程において切替日に昇格をしたこととなるものを除く。）の新号俸については、その者が切替日において当該異動をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、次条に定めるところにより必要な調整を行うことができる。

（調整の要領）

第 4 条 切替日前において昇格（事務職 8 級以上職員等の職務の級への昇格に限る。以下この条において同じ。）をした職員のうち、その者の切替日前に行われた昇格がないものとし、かつ、切替日に昇格をしたもの（昇格が 2 回以上あった場合にあっては、切替日にこれらの昇格が順次あったもの）として得られる号俸が附則第 2 条に定めるところにより

決定される新号俸より有利な職員については、当該得られる号俸をもって、その者の新号俸とすることができる。この場合において、調整の際の第10条第2項の規定の適用については、切替日前に行われた昇格がないものとした場合にその者が切替日に受けることとなる号俸を、切替日の前日に受けていたものとみなす。

(令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置)

第5条 施行日から令和8年3月31日までの間における扶養手当の支給に関する第15条の規定の適用については、同条第1項ただし書中「対しては」とあるのは「対しては、支給せず、次項第6号に該当する扶養親族に係る扶養手当は、事務職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上である職員に対しては」と、同条第2項中「5 重度心身障害者」とあるのは「5 重度心身障害者 6 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)」と、同条第3項中「13,000円」とあるのは「11,500円」と、「とする」とあるのは「、前項第6号に該当する扶養親族については3,000円とする」とする。

附 則 (令和8年1月14日規程第2号)

(施行期日等)

第1条 この規程は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第26条第2項及び同条第3項の規定は、令和8年4月1日から施行する。

(令和7年12月に支給する期末手当に関する特例)

第2条 令和7年12月に支給する期末手当に関する第26条第2項の規定の適用については、「100分の126.25」とあるのは「100分の127.5」と、「100分の106.25」とあるのは「100分の107.5」と、「100分の67.5」とあるのは「100分の68.75」とし、同条第3項の規定の適用については、「100分の71.25」とあるのは「100分の72.5」と、「100分の61.25」とあるのは「100分の62.5」とする。

附 則 (令和8年3月30日規程第7号)

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1 事務職俸給表 (第3条関係)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
	号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800	420,700	471,900	525,300	567,100
	2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500	422,600	477,200	532,000	574,100
	3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100	424,500	482,100	537,100	580,000
	4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700	426,300	486,700	541,300	584,800
	5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300	428,100	490,700	544,700	588,800
	6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100	429,900	494,100	547,900	591,700
	7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600	431,700	497,000	550,800	594,100
	8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200	433,500	499,500	553,300	596,000
	9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500	435,100	501,500	555,300	
	10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100	436,600			
	11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700	438,100			
	12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200	439,600			
	13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100	441,100			
	14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000	442,400			
	15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900	443,700			
	16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700	444,900			
	17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200	446,100			
	18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000	447,400			
	19	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700	448,700			
	20	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300	449,900			
	21	225,600	267,000	297,900	338,700	364,800	400,000	451,100			
	22	227,200	268,000	299,100	340,400	366,300	401,400	451,900			
	23	228,800	269,000	300,300	342,100	367,800	402,800	452,700			
	24	230,400	270,000	301,600	343,700	369,300	404,200	453,500			
	25	232,000	271,000	302,900	344,900	371,000	405,600	454,100			
	26	233,700	271,900	303,900	346,800	372,800	406,800	454,700			
	27	235,000	272,700	304,900	348,500	374,400	408,000	455,300			
	28	236,300	273,600	305,900	350,100	376,100	409,000	455,900			
	29	237,600	274,400	307,000	351,600	377,500	410,100	456,600			
	30	238,700	275,200	308,200	353,200	378,800	411,300	457,400			
	31	239,800	276,000	309,300	354,800	380,000	412,400	457,800			
	32	240,900	276,700	310,500	356,400	381,400	413,500	458,500			
	33	242,000	277,400	311,600	358,100	382,500	414,200	459,000			
	34	242,900	278,200	312,900	359,900	383,400	414,900	459,400			
	35	243,800	279,000	314,200	361,700	384,400	415,500	459,800			
	36	244,800	279,600	315,500	363,500	385,400	416,200	460,200			
	37	245,800	280,300	316,700	365,000	386,200	416,800	460,600			
	38	246,700	281,100	318,000	366,400	387,100	417,400	460,900			
	39	247,600	281,800	319,300	367,800	388,000	417,900	461,200			
	40	248,400	282,500	320,600	369,200	388,800	418,300	461,500			

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	41	249,200	283,200	321,900	370,700	389,600	418,700	461,800			
	42	249,900	283,900	323,100	371,500	390,400	418,900	462,100			
	43	250,500	284,600	324,400	372,400	391,200	419,200	462,400			
	44	251,100	285,300	325,500	373,400	391,900	419,500	462,700			
	45	251,800	286,000	326,400	374,300	392,600	419,800	463,000			
	46	252,400	286,600	327,700	375,400	393,300	420,100				
	47	253,000	287,300	329,000	376,300	394,000	420,400				
	48	253,600	287,900	330,300	377,300	394,700	420,700				
	49	254,100	288,600	331,400	378,200	395,200	420,900				
	50	254,700	289,200	332,700	378,900	395,800	421,200				
	51	255,300	289,900	333,900	379,600	396,400	421,400				
	52	255,800	290,600	335,100	380,200	397,100	421,700				
	53	256,200	291,100	336,400	380,600	397,500	421,900				
	54	256,600	291,700	337,400	381,200	398,100	422,200				
	55	256,900	292,300	338,500	381,800	398,700	422,500				
	56	257,200	293,000	339,600	382,500	399,200	422,800				
	57	257,500	293,600	340,300	382,800	399,600	423,000				
	58	257,800	294,200	341,200	383,500	400,200	423,300				
	59	258,100	294,800	341,900	384,200	400,800	423,600				
	60	258,400	295,500	342,700	384,800	401,300	423,800				
	61	258,700	296,100	343,500	385,100	401,700	424,000				
	62	259,000	296,700	343,900	385,600	402,200	424,300				
	63	259,300	297,200	344,400	386,200	402,700	424,600				
	64	259,600	297,700	345,100	386,800	403,300	424,800				
	65	259,900	298,200	345,900	387,100	403,600	425,000				
	66	260,200	298,800	346,600	387,700	404,000	425,300				
	67	260,500	299,300	347,300	388,400	404,300	425,600				
	68	260,800	299,900	347,900	389,000	404,700	425,800				
	69	261,100	300,300	348,400	389,400	405,000	426,000				
	70	261,400	300,800	349,000	389,900	405,300	426,300				
	71	261,700	301,300	349,500	390,500	405,600	426,600				
	72	262,000	301,900	350,100	391,000	405,800	426,800				
	73	262,300	302,400	350,400	391,500	406,000	427,000				
	74	262,600	302,800	350,900	392,100	406,300					
	75	262,900	303,100	351,200	392,500	406,600					
	76	263,200	303,400	351,600	392,800	406,800					
	77	263,500	303,600	352,000	393,200	407,000					
	78	263,800	303,900	352,500	393,700	407,300					
	79	264,100	304,100	353,000	394,100	407,600					
	80	264,400	304,400	353,500	394,500	407,800					
	81	264,700	304,600	353,800	394,900	408,000					
	82	265,000	304,800	354,200	395,400	408,300					
	83	265,300	305,100	354,600	395,800	408,600					
	84	265,600	305,300	355,000	396,200	408,800					
	85	265,900	305,600	355,300	396,500	409,000					
	86	266,200	305,800	355,700							
	87	266,500	306,100	356,100							
	88	266,800	306,400	356,500							

	89	267,100	306,700	356,700							
	90	267,400	307,000	357,100							
	91	267,700	307,300	357,500							
	92	268,000	307,600	357,900							
	93	268,300	307,800	358,100							
	94		308,000	358,400							
	95		308,300	358,800							
	96		308,700	359,100							
	97		308,900	359,400							
	98		309,200	359,800							
	99		309,500	360,200							
	100		309,900	360,600							
	101		310,100	361,100							
	102		310,400	361,500							
	103		310,700	361,900							
	104		311,000	362,300							
	105		311,200	362,800							
	106		311,500	363,200							
	107		311,800	363,500							
	108		312,100	363,800							
	109		312,300	364,200							
	110		312,600								
	111		313,000								
	112		313,300								
	113		313,500								
	114		313,700								
	115		314,000								
	116		314,400								
	117		314,600								
	118		314,800								
	119		315,100								
	120		315,400								
	121		315,700								
	122		315,900								
	123		316,200								
	124		316,500								
	125		316,800								
定年 前任 再任用 短時間 勤務員		基準 俸給月額	基準 俸給月額	基準 俸給月額	基準 俸給月額	基準 俸給月額	基準 俸給月額	基準 俸給月額	基準 俸給月額	基準 俸給月額	基準 俸給月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
		200,300	227,800	269,500	290,100	305,700	331,900	374,800	409,200	462,400	544,100

別表第2 技術職俸給表 (第3条関係)

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
		円	円	円	円	円
	1	198,200	240,400	260,400	291,600	319,000
	2	199,900	241,200	261,300	292,300	320,300
	3	201,600	242,000	262,200	293,000	321,600
	4	203,300	242,700	263,100	293,500	322,800
	5	205,000	243,400	264,100	294,100	323,700
	6	206,700	244,100	265,000	294,700	324,900
	7	208,300	244,900	266,000	295,300	326,100
	8	209,900	245,600	266,900	295,800	327,200
	9	211,500	246,400	267,800	296,300	328,200
	10	213,000	247,100	268,600	296,900	329,200
	11	214,500	247,800	269,300	297,500	330,300
	12	215,900	248,400	269,700	297,900	331,400
	13	217,300	249,100	270,300	298,300	332,400
	14	218,800	249,500	270,700	298,800	333,400
	15	220,300	250,000	271,100	299,200	334,500
	16	221,800	250,400	271,500	299,500	335,600
	17	223,200	250,900	271,900	299,900	336,600
	18	224,600	251,300	272,400	300,300	337,700
	19	226,000	251,800	272,900	300,700	338,800
	20	227,400	252,200	273,500	301,000	339,800
	21	228,800	252,500	274,200	301,300	340,800
	22	229,800	252,800	274,800	301,700	341,800
	23	230,900	253,100	275,400	302,100	342,700
	24	232,000	253,400	276,200	302,400	343,700
	25	233,000	253,900	277,000	302,700	344,700
	26	233,800	254,400	277,700	303,100	345,600
	27	234,700	254,800	278,200	303,400	346,600
	28	235,500	255,300	278,900	303,800	347,600
	29	236,400	255,800	279,700	304,100	348,600
	30	237,200	256,300	280,400	304,600	349,600
	31	238,000	256,700	281,100	305,000	350,600
	32	238,800	257,100	281,700	305,500	351,500
	33	239,600	257,400	282,400	306,000	352,400
	34	240,100	257,900	283,100	306,400	353,300
	35	240,600	258,400	283,800	306,900	354,100
	36	241,100	258,800	284,400	307,400	355,000
	37	241,700	259,200	285,000	307,900	355,900
	38	242,200	259,700	285,700	308,500	356,900
	39	242,700	260,100	286,300	309,100	357,900
	40	243,200	260,500	286,800	309,800	358,800

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	41	243,700	260,900	287,200	310,300	359,700
	42	244,000	261,300	287,700	310,800	360,600
	43	244,300	261,800	288,100	311,400	361,500
	44	244,700	262,100	288,500	311,900	362,300
	45	245,100	262,400	289,000	312,400	363,100
	46	245,500	262,800	289,500	312,900	363,900
	47	245,900	263,200	290,000	313,500	364,700
	48	246,300	263,500	290,300	314,100	365,400
	49	246,600	263,900	290,700	314,700	366,100
	50	246,900	264,300	291,100	315,400	366,900
	51	247,200	264,600	291,500	316,100	367,700
	52	247,500	264,900	292,000	316,800	368,300
	53	247,700	265,300	292,300	317,400	369,000
	54	248,000	265,600	292,700	318,100	369,600
	55	248,300	265,900	293,200	318,700	370,300
	56	248,600	266,300	293,700	319,300	371,000
	57	248,800	266,600	294,100	319,900	371,600
	58	249,100	266,900	294,700	320,600	372,100
	59	249,400	267,200	295,200	321,300	372,600
	60	249,600	267,500	295,800	321,900	373,100
	61	249,800	267,800	296,400	322,400	373,500
	62	250,100	268,100	296,900	322,900	
	63	250,400	268,400	297,500	323,500	
	64	250,600	268,700	298,000	324,100	
	65	250,800	268,900	298,500	324,700	
	66	251,100	269,200	299,000	325,100	
	67	251,400	269,500	299,500	325,500	
	68	251,600	269,700	300,000	326,000	
	69	251,800	269,900	300,400	326,300	
	70	252,100	270,200	300,800	326,800	
	71	252,400	270,500	301,200	327,300	
	72	252,600	270,700	301,600	327,700	
	73	252,800	270,900	302,000	327,900	
	74	253,100	271,200	302,300	328,200	
	75	253,400	271,500	302,700	328,400	
	76	253,600	271,700	303,100	328,700	
	77	253,800	271,900	303,500	329,000	
	78	254,100	272,200	303,900	329,300	
	79	254,400	272,500	304,300	329,600	
	80	254,600	272,700	304,700	329,800	
	81	254,800	272,900	305,000	330,000	
	82	255,100	273,200	305,500	330,300	
	83	255,300	273,500	305,900	330,600	
	84	255,600	273,700	306,400	330,800	
	85	255,800	273,900	306,700	331,000	
	86	256,000	274,100	307,200	331,200	
	87	256,300	274,400	307,700	331,500	
	88	256,600	274,700	308,000	331,800	

89	256,800	274,900	308,400	332,000
90	257,100	275,100	308,900	332,300
91	257,400	275,400	309,400	332,600
92	257,600	275,600	309,900	332,800
93	257,800	275,900	310,200	333,000
94	258,100	276,200	310,600	333,300
95	258,400	276,500	311,000	333,600
96	258,600	276,700	311,500	333,800
97	258,800	276,900	311,900	334,000
98	259,100	277,200	312,300	
99	259,400	277,400	312,600	
100	259,600	277,700	312,900	
101	259,800	277,900	313,200	
102	260,100	278,100	313,600	
103	260,400	278,400	313,900	
104	260,600	278,700	314,300	
105	260,800	278,900	314,600	
106		279,100	315,000	
107		279,400	315,400	
108		279,600	315,600	
109		279,900	315,800	
110		280,200	316,100	
111		280,500	316,400	
112		280,700	316,600	
113		280,900	316,800	
114		281,200	317,100	
115		281,400	317,400	
116		281,600	317,600	
117		281,900	317,800	
118		282,200	318,100	
119		282,500	318,400	
120		282,700	318,600	
121		282,900	318,800	
122		283,100	319,100	
123		283,400	319,400	
124		283,700	319,600	
125		283,900	319,800	
126		284,100	320,100	
127		284,400	320,400	
128		284,700	320,600	
129		284,900	320,800	
130		285,100		
131		285,400		
132		285,700		
133		285,900		
134		286,100		
135		286,400		
136		286,700		

	137		286,900			
定年 前再 任用 短時 間勤 務員		基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額
		円	円	円	円	円
		206,200	217,300	235,900	257,800	290,200

別表第3 研究職俸給表 (第3条関係)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
		円	円	円	円	円	円
	1	196,200	246,800	338,900	388,500	460,100	569,000
	2	197,300	251,100	340,900	389,900	470,300	575,900
	3	198,500	253,900	342,900	391,300	480,000	581,000
	4	199,600	256,600	344,800	392,700	489,900	585,300
	5	200,700	259,200	346,600	394,100	499,800	589,200
	6	202,900	260,900	348,600	395,500	509,800	592,200
	7	205,000	262,400	350,500	396,800	518,500	594,300
	8	207,100	263,900	352,400	398,200	526,400	596,300
	9	209,200	265,400	354,100	399,600	534,200	
	10	211,200	267,400	355,700	401,100	541,300	
	11	213,200	269,300	357,200	402,500	546,600	
	12	215,200	271,200	358,800	403,900	551,100	
	13	217,200	273,200	360,400	405,200	554,100	
	14	219,100	275,400	361,400	406,700	556,100	
	15	221,000	277,600	362,400	408,200		
	16	222,800	279,800	363,300	409,700		
	17	224,500	281,900	364,400	411,200		
	18	226,300	284,200	365,600	412,800		
	19	228,100	286,500	366,800	414,400		
	20	229,900	288,900	368,000	416,100		
	21	231,700	291,200	369,200	417,300		
	22	233,500	293,300	370,300	418,700		
	23	235,200	295,400	371,300	420,100		
	24	236,900	297,400	372,300	421,400		
	25	238,600	299,400	373,400	422,700		
	26	240,700	301,300	374,400	424,000		
	27	242,600	303,200	375,300	425,500		
	28	244,500	305,100	376,300	427,000		
	29	246,400	307,000	377,200	428,200		
	30	247,500	308,500	378,000	429,400		
	31	248,600	310,000	378,800	431,000		
	32	249,700	311,500	379,600	432,500		
	33	251,100	313,000	380,300	433,800		
	34	252,400	314,500	381,000	435,200		
	35	253,800	316,000	381,800	436,600		
	36	255,200	317,400	382,600	438,000		
	37	256,600	318,800	383,300	439,400		
	38	258,100	319,700	384,000	440,800		
	39	259,600	320,600	384,800	442,200		
	40	261,200	321,400	385,600	443,600		

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	41	262,600	322,100	386,400	444,700		
	42	263,900	322,600	387,600	446,000		
	43	265,300	323,100	388,800	447,400		
	44	266,700	323,500	390,000	448,700		
	45	268,200	323,900	390,700	449,500		
	46	269,500	324,400	391,700	450,300		
	47	270,700	324,900	392,500	451,200		
	48	271,900	325,300	393,200	452,100		
	49	273,100	325,700	393,900	452,900		
	50	274,200	326,100	394,600	453,700		
	51	275,300	326,400	395,200	454,300		
	52	276,400	326,900	395,800	455,100		
	53	277,400	327,300	396,400	455,500		
	54	278,500	327,700	397,100	456,100		
	55	279,500	328,100	397,900	456,600		
	56	280,500	328,400	398,700	457,100		
	57	281,500	328,800	399,300	457,600		
	58	282,200	329,100	400,100			
	59	282,700	329,500	400,800			
	60	283,300	329,800	401,500			
	61	283,900	330,200	402,100			
	62	284,500	330,700	402,800			
	63	285,100	331,300	403,400			
	64	285,600	331,800	404,100			
	65	286,200	332,200	404,800			
	66	286,700	332,800	405,400			
	67	287,300	333,300	406,000			
	68	287,800	333,900	406,700			
	69	288,400	334,400	407,400			
	70	289,100	334,900	407,900			
	71	289,700	335,400	408,500			
	72	290,300	336,000	409,100			
	73	290,900	336,500	409,600			
	74	291,500	337,200	410,200			
	75	292,100	337,900	410,800			
	76	292,800	338,600	411,300			
	77	293,400	339,200	411,800			
	78	294,100	339,800	412,300			
	79	294,800	340,500	412,800			
	80	295,300	341,200	413,500			
	81	295,900	341,900	413,900			
	82	296,500	342,600				
	83	297,200	343,200				
	84	297,800	343,800				
	85	298,300	344,300				
	86	298,900	344,800				
	87	299,600	345,200				
	88	300,200	345,600				

	89	300,700	345,900				
	90	301,300	346,400				
	91	302,000	346,700				
	92	302,600	347,100				
	93	303,200	347,400				
	94	303,800	347,700				
	95	304,400	348,100				
	96	305,000	348,500				
	97	305,300	349,000				
	98	305,800	349,500				
	99	306,400	350,000				
	100	306,900	350,500				
	101	307,300	351,000				
	102	307,700	351,500				
	103	308,000	351,900				
	104	308,400	352,400				
	105	308,800	352,800				
	106	309,200	353,200				
	107	309,600	353,700				
	108	309,900	354,100				
	109	310,100	354,600				
	110	310,500	355,000				
	111	310,800	355,400				
	112	311,000	355,800				
	113	311,300	356,300				
	114	311,600	356,700				
	115	311,900	357,100				
	116	312,200	357,500				
	117	312,400	358,000				
	118	312,700	358,400				
	119	312,900	358,800				
	120	313,200	359,200				
	121	313,500	359,600				
定年 前任 再任用 短時間 勤務員		基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額
		円	円	円	円	円	円
		230,200	273,400	299,200	343,000	403,400	545,800

別表第4 特別俸給表 (第3条関係)

号 俸	俸 給 月 額
1	736,000
2	794,000